

## 寺院振興金庫について（本堂の新築・修復）

寺院振興金庫設置規程第4条に基づき、寺院活動の振興及び現代社会の課題に応える公益的活動の展開を目的とした本堂の新築又は修復をしようとする場合に貸付制度を利用することが出来る。

- 申請者 当該本堂を新築又は修復しようとする寺院の代表役員（非法人寺院の場合は住職）
- 貸付額 新築 1口100万円 20口以下  
修復 1口100万円 10口以下
- 貸付期間 10年以内
- 貸付利息 貸付金額に、貸付年度当初の4月1日現在の、日本銀行が定めた公定歩合（基準割引率および基準貸付利率）に、0.5%を加算した数を乗じた額
- 返済方法 元利均等返済方式＜貸付総額並びに返済年数により算出＞
- 延滞利息 貸付利率に10%を加えて、日割計算による
- 特記事項 ①特別な事由があると認められた場合、貸付当初の1年間返済を据え置くことができる  
②本貸付において本堂と同一棟に庫裏・書院・会館その他施設が併設されている場合は、本堂に属する部分の新築及び修復に要する費用に応じる口数にて貸付をするものとする
- 貸付申請書添付書類
  - ① 資金計画書
  - ② 前年度の決算書類および当該年度の予算書
  - ③ 責任役員会議事録[議決書]並びに門徒総代同意書、非法人教会の場合は門徒総代同意書及び議決機関のある場合は該機関の議事録
  - ④ 連帯保証書  
申請者が寺院であって貸付額が5口以下の場合は代表役員が指名する門徒総代2人以上。5口を超える場合は代表役員を除く責任役員及び門徒総代2人以上。  
なお、非法人教会の場合は、「代表役員」を「主管者」、「代表役員を除く責任役員全員」を「寺族代表者」と読み替えるものとする。
  - ⑤ その他必要な書類
    - 法人の登記簿謄本[代表者証明]・法人の印鑑登録証明書（非法人教会の場合は、主管者の鑑登録証明書・戸籍謄本・住民票）
    - 連帯保証人の印鑑登録証明書・住民票（上記④の署名・押印者全員のもの）
    - 本堂を新築又は修復する建築請負契約書・建築図面[平面図・立面図]
    - 現地、建物、荘厳など概況を説明できる写真
    - 金融機関等からの借入がある場合は、金銭貸借契約書(写)
    - 借換に伴う金融機関等よりの弁済金受領書（受渡終了後、提出）
    - 誓約書
- お問い合わせ 寺院振興対策委員会（東京教区教務所内）  
〒104-8435 東京都中央区築地3-15-1  
TEL：03-3541-1666 FAX：03-3546-1860

以上